

【情報公開について】

原則公開とする件

記

- 1 会議は原則として公開する。ただし、会長が必要と認める場合は非公開とすることができる。
- 2 会議時における撮影・録音は冒頭のみ可とし、会議中の撮影・録音は禁止とする。
- 3 会長は、会議の公開にあたり、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から入室の制限その他必要な制限を課することができる。
- 4 会議の資料は原則として公開とする。ただし、会長が必要と認める場合は、その一部または全部を非公開とすることができる。
- 5 会議の議事概要は出席委員の確認を取った上で公開する。
- 6 会議の資料及び議事概要については、会議後、ホームページに公表する。